

令和3年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階講和室
3. 出席委員 11名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘 齊藤英次
境 良一 鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 1名
松下清史
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 宮本久美子 中村英子
6. 議 事
 - (1) 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第41号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (5) 報告第11号 農地の許可不要届の報告について
 - (6) 報告第12号 農地法第5条許可処分取消について

上村局長 定刻となりましたので令和3年第10回の総会を開催いたします。本日は、松下委員がご欠席ですが、定数の過半数をこえます。よって本日の総会が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 本日午後1時半から農振会議に出席しました。住吉地区で1件の案件がありました。農業委員会から5名出席しました。4日緑川地区の農地パトロールを午後実施しましたが、国道57号線から北側について耕作放

棄地がかなりありました。12月2日に再度調査の予定です。今回の目標は遊休農地の明確な青写真を作成することです。各地区大変だと思えますがよろしくお願ひします。コロナ感染がここ五日ほど発生していませんが、11月末から来年にかけて第六波が懸念されています。もう少しの辛抱が必要かと思ひます。皆様には今後とも宜しくお願ひします。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願ひいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと中村委員さんにお願ひします。ただいまより議案審議を行います。まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願ひして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願ひします。議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の宮本委員から説明をお願ひします。

宮本委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、5ページと6ページです。申請地までの通作距離は1km、車で5分、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、いちご、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。地図は、7ページです。申請地までの通作距離は300m、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、トマト、いも、大根になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に、申請番号3番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は、8ページです。申請地までの通作距離は、車で5分、農業年数は45年、農機具を所有し、主たる作物は、米、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に、申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は、9ページです。申請地までの通作距離は、徒歩で3分、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、トマト、からいも、大豆になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。次の5番については取り下げとなりましたので、申請番号6番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について補足説明いたします。地図は、11ページです。申請地までの通作距離は2.5km、車で3分、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、柿になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので6番については承認致します。次の申請番号7番と8番は関連しますので、確認委員の加悦委員からあわせて説明をお願いします。

加悦委員 申請番号7番、8番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番と8番については、関連しておりますので、併せて補足説明いたします。地図は、12ページです。申請地までの通作距離は0.1km、徒歩で1分、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番、8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので7番、8番については承認致します。次に申請番号9番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号9番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号9番について補足説明いたします。地図は、13ページです。申請地までの通作距離は37km、車で45分、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号9番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので9番については承認致します。以上、議案第39号について9件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第40号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番、2番、3番は関連しますのであわせて確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番、2番、3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番と2番・3番については、関連しておりますので、併せて補足説明いたします。地図は18ページです。1番について、申請人は、上天草市に居住する個人であり、現在、借家に住んでおり、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、実家や職場に通いやすいため、マイホーム建設に最適な土地であると考え、今回の転用申請となりました。2番については、宇城市に居住する個人であり、現在、借家に住んでおり、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、実家に近く、マイホーム建設に最適な土地であると考え、今回の転用申請となりました。3番については、1番と2番の土地に隣接する土地であり、1番の住宅敷地への通路および1番と2番双方の排水路として共同所有とする申請となります。なお、1番2番3番の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地に位置づけられると思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当するのか判断が難しく、地域の農業委員会委員と現地確認を行いました。隣接する土地は家庭菜園であり、宅地の一部であるとして、集落に接続しているとみなし、許可することは可能と判断しました。以上です。

- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番, 2番, 3番について, 委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号1番, 2番, 3番については承認をいたします。次に, 申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。
- 安田委員 申請番号4番については, 確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は19ページです。
申請人は, 熊本市南区に居住する個人であり, 申請地は昭和32年から譲渡人名義で保存登記されていた土地で, 申請地に建築されていた建物を昭和45年に譲受人の父が買い受けたが, 今回土地を譲り受けることになり, 登記上農地のままであったため, 今回の転用申請となりました。なお, 申請地はすでに宅地として利用されていた土地であり, 始末書添付の案件です。申請地は, 第1種農地, 第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり, その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当しませんが, 代替性がないため, 許可することは可能です。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について, 委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に, 申請番号5番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。
- 中村委員 申請番号5番については, 確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 5 番について補足説明いたします。地図は、20 ページです。申請人は、松原町に居住する個人であり、申請人は現在、借家に住んでおり、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、住宅地で上下水道も整備されており、幼稚園や小学校も近く、住環境が整っていると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると判断しました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 5 番については承認をいたします。次に、申請番号 6 番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号 6 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 6 番について補足説明いたします。地図は、21 ページです。申請人は、下網田町に居住する個人であり、申請地は、申請人が経営する会社が社員用駐車場と資材置場として貸借している土地に隣接しており、今後その土地に倉庫及び事務所を建設するにあたり、運搬車両等が通行するため、隣接する申請地を新たな社員用駐車場および事務所建設用の資材置場にと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると判断しました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。次に、申請番号7番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号7番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番について補足説明いたします。地図は22ページです。
申請人は、松原町に居住する個人であり、申請人は現在、借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、県道と国道の両方に近く、通勤に便利であり、住宅地で上下水道も整備され、公共施設や商業施設も近く、現在住んでいる場所から離れていないため、生活環境も変わらないと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号7番については承認をいたします。次に、申請番号8番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号8番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号8番について補足説明いたします。地図は23ページです。
申請人は、大阪府大阪府中央区に本社を置く生命保険業を営む法人であり、申請地は、公道に接しており利便性が高く、熊本支社の営業範囲内

になるため、地域に密着した事業展開ができると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号8番については承認をいたします。以上、議案第40号について8件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第41号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。26ページをご覧ください。
これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。77番から81番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。この内78番につきましては祖母から孫への農地貸借のため使用貸借となっています。また、⑫番につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、熊本県農業公社から農地の購入予定者へ農地を売り渡すものです。次に27ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が5,304㎡、畑が879㎡、樹園地が1万4,938㎡、合計面積2万1,121㎡となっています。次に28ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第10回総会時点での令和3年の累計は、利用権の設定が33万4,234㎡、所有権の移転は4万2,252㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第41号は承認します。次に、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。30ページをお開きください。
番号1番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は畑で、面積は14,597㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和3年9月30日付け、双方の合意により解約となっております。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第10号は承認します。次に、報告第11号「農地の許可不要届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。32ページをお開きください。地図は33ページになります。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。携帯電話基地局設置のための転用になります。農地面積は343㎡のうち5㎡を転用するものです。これは、農地法施行規則第53条第14号において、「…中継施設(電話中継所)又はこれらの施設を設置するために、必要な道路もしくは索道の敷地に供する場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第11号は承認します。次に、報告第12号「農地法第5条許可処分取消について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。35ページをお開きください。地図は36ページになります。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、転用許可日、転

用目的，所有者は議案書記載のとおりです。議案書記載の届出理由により，事業継続が困難であるとして，許可証を返納されましたので，報告します。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので，報告第12号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。
無い様ですのでこれもちまして，議長の座を降段させていただきます。

鎌賀副会長 ありがとうございます。以上で第10回農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 宮本 久美子 印

議事録署名人 中村 英子 印